

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十三日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第八号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の十四の十五第一項第二号中「土木局」を「土木建築局」に改める。

第二十六条第五項中「若しくは他の地方公共団体の職員、特別職の職員、教育長若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）」を「又は他の地方公共団体の職員、特別職の職員、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）」に改める。

第二十六条の二第一項第一号中「若しくは教育長となつたもの」を削る。

第二十六条の四第二項及び第二十七条第九項中「若しくは他の地方公共団体の職員、特別職の職員、教育長若しくは企業職員等」を「又は他の地方公共団体の職員、特別職の職員、企業職員等」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、平成二十七年四月一日から施行する。